

相続人が増える？ (相続の基礎の基礎 その2)

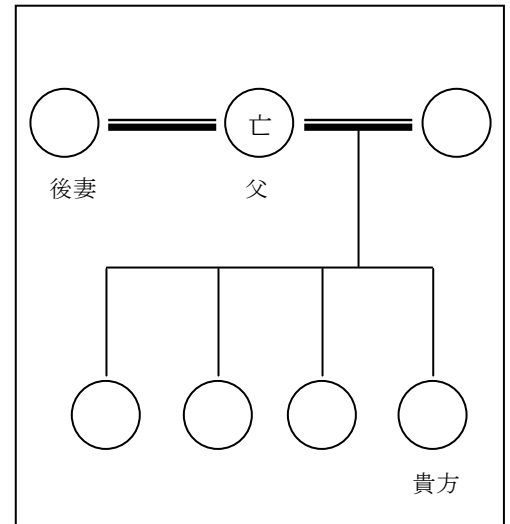
父親が亡くなり、葬儀も一通り終わって一息ついた頃、貴方は兄弟から父親名義になっている実家の相続について相談を受けます。ですが、実家には父親の後妻が住んでいるため、しばらくはそのままにしておこうということになりました。

それから数年後、後妻が亡くなったため空家となった実家を処分しようとしたとき、貴方は思いもかけない事態に遭遇します。

連れ子の相続権

売却するため、貴方は相続登記手続きを司法書士に依頼します。名義は兄弟間の話し合いで、長男である貴方が代表して受けることとなり、そのことを司法書士に伝えます。ところが、司法書士からの返事はこうでした。「名義変更には、後妻の子どもの印鑑も必要です。」

実は、父親と後妻はともに再婚であり、お互いに連れ子がいたのです。ですが、実家は父親の名義であり、「父親の子ども」は確かに、貴方の兄弟だけです。なぜ、再婚相手の連れ子にも相続権があるのでしょうか？



相続人の相続人

司法書士の説明はこうでした。

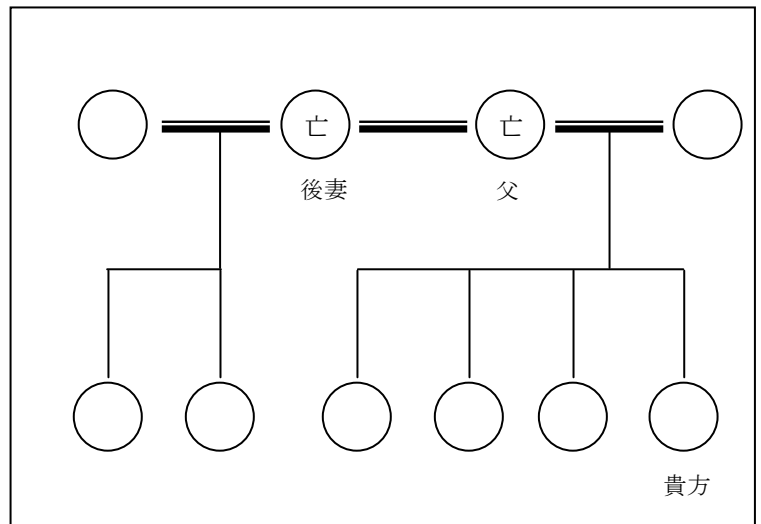
「父親が亡くなった時点で、相続権は、後妻と貴方たち兄弟にありました。ところがその後、後妻が相続権を持ったまま死亡したため、後妻の権利がその子どもたちに相続されたのです。」

つまり、父親の相続人である後妻の相続人に相続権が引き継がれたのです。これは、貴方も想定していなかった事態でした。

父親と後妻は、貴方達が独立してからの再婚でしたので、後妻の連れ子との面識はほとんどありません。

しかも、後妻の法定相続持分はなんと2分の1もあり、それがそのまま後妻の連れ子へ引き継がれてしまったのです。

結局、貴方は相手方へ連絡を取り、話し合った結果、売却した資金を後妻の連れ子を含めた全員で分けることとなったのです。



ご相談はお気軽に

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁4番16号 堺富士ビル4階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

相続登記はお早めに

今見たケースは非常に稀なことであり、再婚同士などの特殊な状況でのみ起こりうることだと思われるかも知れません。しかし、このような事態は実は誰にでも起こりうることなのです。上記のケースで言えば、例え後妻がいなくても名義を変更しないうちに兄弟の誰かが亡くなった場合、その妻(又は夫)とその子どもが「父親の相続人である兄弟の相続人」という立場で相続権を取得することになります。上記のケースよりは親しい関係かも知れませんが、相続関係が複雑になる点では同じです。

また、上記のケースでは売却して分配という形で話し合いが成立しましたが、誰か一人でも売却に反対した場合、処分は簡単ではありません。

相続税の申告等とは違い、相続登記には期限がありません。ですが、相続が起こるたびに相続人は増え、しかもその人は自分と縁遠くなっていくことが多いのです。

相続登記はお早めに。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

<サービス一覧>

・不動産登記

⇒不動産購入による名義変更や、住宅ローンの完済による抵当権の抹消登記など。

・相続手続き

⇒不動産や金融機関口座の名義変更から、遺産分割協議書の作成、相続税に関するご案内など。

・遺言作成手続き

⇒公正証書や自筆証書遺言の作成サポート、生前の相続対策のご相談など。

・成年後見等手続き

⇒成年後見等制度を利用して、ご高齢や障害のある方の権利を守ります。

・火災保険業務

⇒ご自宅の火災保険のこと、ご相談下さい。

・不動産コンサルティング

⇒相続した不動産の売却や個人間での売買など、ご相談を承ります。

法務コンサルタント リーガルバンクさかい

〒590-0076 堺市堺区北瓦町二丁 4 番 16 号 堺富士ビル 4 階

TEL 072-226-1501 FAX 072-226-1511

Eメール Kawabata-office@mbi.nifty.com Web legalbank-sakai.com

(受付時間 月～土、午前 10 時より午後 6 時まで)

来所での初回相談(1 時間程度)は、**無料**です。
事前にメール又はお電話にてご予約下さい。